

足利市立美術館実習生受け入れ要項

博物館実習は、博物館法施行規則第1条に基づく大学において修得すべき博物館に関する科目のひとつとされ、博物館の定義である資料収集、保管、展示、調査研究及び博物館運営の実態について、実務を体験することによって理解することを目的とする。

1 実習受け入れ条件

原則として栃木県の出身者及び県内の大学もしくは短大に在学する者とするが、館長が特に承認した学生についてはこの限りではない。

ただし、当館の規律を乱す者については、実習を拒否する場合がある。

2 申込受付期間

4月15日から5月15日までに 実習を受けたい旨、当館へ電話連絡すること。

(電話番号) 0284-43-3131

なお、申込者が多い場合は期日前に受付を締め切ることがある。

3 申込提出書類

様式1に準じたもの(実習申込者が記入)、履歴書(任意様式)、様式2に準じた者(学校が記入)を概ね6月中頃までに当館へ送付すること。

(送付先) 326-0814 栃木県足利市通2丁目14-7 足利市立美術館館長あて

4 実習期間

例年8月中に実施。

令和8年度は、8月18日から8月25日の8日間を予定

5 主な実習内容

- ・館内施設概要について
- ・学芸業務について
- ・教育普及事業について
- ・草雲美術館について
- ・受付及び監視業務について

※実習内容が確定しましたら、6月30日までに実習生宛てに郵送いたします。

6 評価

優・良・可・不可の4段階で評価する。

ただし、大学・短大が定めた評価基準がある場合はこの限りではない。